

令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、扱い手農業者個々の経営管理能力又は技能力向上のための活動を支援するため、令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(町規則の準用)

第2条 白鷹町農業再生協議会会長（以下「会長」という。）は、補助金の円滑な交付手続きを行うため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）を準用する。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、実施要綱第2に規定する農業者を対象とする。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第3に掲げる取り組みに要する経費（以下「事業費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 実施要綱第5の2に定める補助額については別表第1により算出した額とする。

2 実施要綱第5の3に定める補助額については、実費額又は3千円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 事業実施主体は、規則第4条に定める補助金交付申請書に令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業実施計画書（様式第1号）及びその他関係書類を添え、事業実施前までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の規定により会長の承認を受けようとするときは、令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）を提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和4年3月31日までのいずれか早い日とし、令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業成績書（様式第1号）及びその他関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 会長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、令和3年度白鷹町農業再生協議会扱い手農業者育成支援事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

| 事業区分 | 種別 | 補助金の額 | 備考 |
|-----------------------------------|-------------------|--|----|
| 実施要綱第3 の(1)に定め る事業 | ①大型特殊免許習 得 | 40,000円 | |
| | ②けん引免許習得 | 60,000円 | |
| | ③大型特殊・けん引 同時習得 | 85,000円 | |
| | ④フォーカリフト 免許習得 | 研修活動に係る費用(消費税を除く。) の2分の1の額(千円未満は切り捨て) とする。ただし、13,000円 を上限とする。 | |
| | ⑤農業用ドローン 免許習得 | 研修活動に係る費用(消費税を除く。) の3分の1の額(千円未満は切り捨て) とする。ただし、91,000円 を上限とする。 事業実施主体が白鷹町防除協議会の 構成員である場合は、研修活動に係る 費用(消費税を除く。)の2分の1の 額(千円未満は切り捨て)とし、13 7,000円を上限とする。 | |
| 実施要綱第3 の(2)から (4)に定める 事業 | | 研修等費用(消費税を除く)の2分の 1の額(千円未満は切り捨て)とする。 | |